

衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する競争参加資格に係る質問回答

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	00_入札説明書	11	17	第2 3.(1)ア	応募者とは、「各業務を事業者から直接、受任し、又は請け負うことを予定する企業によって構成される」とありますが、事業者と3社以上の間で契約を締結した者(仮にA社、B社、C社、…とします)は、A社、B社、C社、…のいずれも「事業者から直接業務を受託又は請け負う」に該当する理解でよろしいでしょうか。	事業者と複数の企業の間で契約を締結した場合であっても、いずれの複数の企業は「事業者から直接業務を受託又は請け負う」に該当します。
2	00_入札説明書	12	35	第2 3.(2)ア(エ)	防衛省所管契約事務取扱細則 第18条第4項は、競争に係る等級より下級の格付をされた者であっても、一定条件に該当する場合は競争に参加する事ができるという内容である事を踏まえると、以下記載における「また」は本来「または」であるべきではないでしょうか。 「3. (2)イからオまでにそれぞれ示す競争参加資格を有する者であること。また、当該資格の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。」	競争参加資格を有しているが等級の要件を満たさない者であっても、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する場合は、参加資格要件を満たすこととなりますので、原文のとおりです。
3	00_入札説明書	12	42	第2 3.(2)ア(カ)	「国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。」とありますが、国の定義を明確にしていただけますでしょうか(防衛省のみを示す理解でよろしいでしょうか)。	資格審査結果通知書に記載された全省庁を指します。
4	00_入札説明書	13	10	第2 3.(2)ア(コ)	「情報セキュリティ基準を遵守できる体制を確保することとし、それを証明すること」とありますが、これは「情報保全に係る履行体制の確認」のプロセス完了を以て証明される理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	00_入札説明書	13	10	第2 3.(2)ア(コ)	「情報セキュリティ基準を遵守できる体制を確保することとし、それを証明すること」とありますが、この証明は、保護すべき情報の取扱開始迄に必要なとの理解で宜しいでしょうか。	この証明は、本事業の入札に参加するために必要な要件です。
6	00_入札説明書	13	39	第2 3.(2)オ	実施方針に対する質問回答No78Iにおいて「画像データ取得業務を実施する企業を複数の企業で構成する場合、その構成企業のうち1者がこれを満たしていない場合(他の企業はこれを満たしているものとします。)であっても、(イ)の要件を満たしている」とされています。 かかる記載と同様に、「第1 特定事業の選定に関する事項」の1. (5)ウの「全般管理業務」を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。」との記載について、複数の企業で全般管理業務を担う場合は「全般管理業務を実施する企業の参加資格要件」を満たす1者が業務の主要な部分を実施するのであれば、「本事業の全般管理を実施する企業の参加資格要件等」を有さない企業が、当該業務の一部をSPCから受託することは可能と理解してよろしいでしょうか。	「全般管理業務を実施する企業の参加資格要件」を満たす企業において、「全般管理業務」を行う企業の責任のもと、確実な業務遂行が期待されるのであれば、当該業務の一部を事業者から「全般管理業務を実施する企業の参加資格要件」を満たさない企業に委託することは可能です。
7	02_業務要求水準書	2	26	第3(1)(ウ)	(第一次審査書類の提出にあたり、協力企業が担う業務範囲の確認が必要なため、「競争参加資格に関する質問」として挙げさせて頂きます。) 画像取得業務に必要なSPCと衛星事業者間の調整業務(SPCが衛星事業者に対して設定する要求水準に係る衛星事業者の達成又は未達の状況確認及びその原因調査、並びにそれに伴うSPCから受領すべき支払対価・違約金調整、SPCとの協議及び契約・支払手続き等)は、「その他衛星コンステレーションからの画像データ取得に関して必要な一切の業務」に含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご提示の調整業務が、「画像データ取得業務」に必要な業務であれば、「その他衛星コンステレーションからの画像データ取得に関して必要な一切の業務」に含まれるとの考えです。

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
8	03_様式集及び記載要領	1	37	第1 3.(2)②	法人登記簿謄本記載の登記事項の変更手続きを東京法務局にて行っており、株主総会の集中する時期ということもあって、入札公告日以降の発行日付による登記簿謄本の取得が第一次審査資料提出期限までにできません(法務局に確認済み)。入札公告日以前交付のものを第一次審査資料提出期限までに提出し、最新のものが取得可能になり次第、差し換えることによる対応とさせていただきますよろしいでしょうか。	ご提示の対応で差し支えありませんが、登記事項の変更手続きを実施中であることがわかる書類の写しを第一次審査資料提出期限までに提出することとさせていただきます。
9	03_様式集及び記載要領	1 2	38 3	第1 3.(2)③-1 第1 3.(2)③-2	「資料3 様式集及び記載要領」のp1,2(間)に記載の③-1「競争参加資格を証する書類」及び③-2「競争参加資格を証する追加書類」について、③-2で示されている「防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項」は、全省庁統一資格を有しない企業でも一定の要件を満たせば競争への参加が可能となる特例規定であるため、③-1で示されている競争参加資格を証する書類(全省庁統一資格)が提出できる場合は、追加での提出は不要との理解で合っていますでしょうか。	③-1に示す書類を提出し、かつ、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号に該当しない者であれば、③-2に示す書類の提出は不要です。
10	03_様式集及び記載要領	2	6	第1 3.(2)④⑤⑥⑦	「資料3様式集及び記載要領」のP1,2に記載の(2)競争参加資格の確認申請に関する書類の様式3-6,3-7,3-8,3-9に関して、「当該実績を客観的に確認できる証憑(契約書、公表文書等)を、本様式とは別に添付すること。」との記載指示があるが、当該契約書については、契約先等間での開示制限があることから、証憑となる箇所のみ抜粋もしくは、証憑箇所以外を非開示(黒塗り等)とすることで問題ないでしょうか。	当該実績を客観的に確認できる内容が含まれている限りにおいて、左記の対応で差し支えありません。
11	03_様式集及び記載要領	5	6	1	(情報保全にかかる履行体制の確認資料は、競争参加資格の有無も含まれると考え、本件にて質問致します。) “代表企業を通じ、「業務従事者リスト」並びに次に示す「業務従事者に係る履歴資料」及び「非公知の情報の取扱いに関する資料」(別封)を契約担当官等に提出する”とありますが、業務従事者リストに記載すべき従業者範囲について具体的にご教示ください。	保護すべき情報その他の非公知の情報を取り扱う予定の従業者全員です。
12	03_様式集及び記載要領	5	16	3	(情報保全にかかる履行体制の確認資料は、競争参加資格の有無も含まれると考え、本件にて質問致します。) “「非公知の情報の取扱いに関する資料」は、次を標準とする。”と記載されておりますが、何か具体のひな型等はございますでしょうか。	「次を標準とする」とは、別紙「情報保全に係る履行体制の確認」第3項アからウまでを示すものであり、具体的なひな形はありませんが、資料の準備にあたり不明な点がある場合は、第一次審査結果の通知を受けたのち、担当部局にご相談ください。